

令和6年  
11月号



野上  
駐在所だより



《編集・発行》  
佐野警察署  
24-0110  
野上駐在所  
67-1243

# 改正道路交通法の施行に伴う 自転車違反の防止について

## 自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

ダメ!! ながらスマホ 酒気帯び運転

令和6年11月1日  
道路交通法改正

### 自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金  
酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

## 令和6年11月1日 道路交通法の改正 自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ	酒気帯び運転および助動
<p>スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。 <small>※停止中の場合は対象外</small></p>	<p>自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。</p>
違反者は、 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 交通の危険を生じさせた場合、 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	違反者は、 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 自転車の提供者は、 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 酒類の提供者・同乗者は、 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は  
自転車運転者講習制度の対象になります。

### 自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。 ※受検命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、進路確立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

また、自転車の酒気帯び運転のほか、種類の提供や、同情・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

自転車を運転する際には十分に気を付けましょう！



～みんなで作ろう安心のまち～